

次世代育成居住支援 令和4年度

次世代育成転居助成

新宿区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に住み替える、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に、家賃差額上昇分の一部及び転居に要する費用の一部を助成します。

※この助成金は課税対象です。確定申告が必要となる場合があります。



★★★★ 必ず、賃貸借契約及び引越し前の予定登録が必要です。★★★★

事後のお申し込みはできませんのでご注意ください。

予定登録募集期間

第1期	令和 4年 4月 1日(金) ~ 令和 4年 6月30日(木)	先着 15世帯
第2期	令和 4年 7月 1日(金) ~ 令和 4年10月31日(月)	先着 15世帯
第3期	令和 4年11月 1日(火) ~ 令和 5年 3月31日(金)	先着 20世帯

* 予定登録申請者数が予定数に達した時点で当該期の募集は終了します。

* 転居の日によって、お申込み可能な時期が異なります。(5ページ参照)

申請受付・問い合わせ先

新宿区都市計画部住宅課居住支援係 次世代育成担当

TEL 03 (5273) 3567〔ダイヤルイン〕

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎7階15番窓口

この冊子は制度の概要のご説明です。詳細は窓口にてお問い合わせください。

● 助成の内容

次の①及び②を助成します。（いずれも口座振込による後払いです。）

※一部対象外となる場合があります。詳細は事前にお問い合わせください。

① 転居前後の家賃差額（上昇分） 月額上限3万5千円まで、最長2年間

- ・家賃差額が3万5千円未満の場合は当該差額を上限とします。
- ・2年間の助成期間内においても、助成要件を満たさなくなった時点（末子が中学校卒業、住宅購入、区外転出等）で助成は終了します。
- ・3か月ごとに家賃の支払いを確認し、請求に基づき後払いで支給します。
- ・自営業の方で住宅を事務所等として経費計上する場合、一部助成対象外となります。

② 引越し(荷物の運搬)に要した実費（引越し業者に依頼した場合に限る） 上限10万円まで

- ・助成決定後、請求に基づき一括して後払いで支給します。
- ・自営業の方で住宅を事務所等として経費計上する場合、費用の一部が対象外となる場合があります。

● 助成の対象となる世帯

次の①②のいずれにも該当し、その事実を書面で確認できる世帯。

- ① 義務教育修了前（中学生以下）の児童を税法上扶養し同居する、子育てファミリー世帯であること。
※お子さんが出生前の場合は、転居後の本申請の時点で出生の事実を確認できる見込みのときは、予定登録申請が可能です。予定登録の有効期限は3か月です。
- ② 予定登録申請の申請日において、**新宿区内に引き続き1年以上居住**していること。

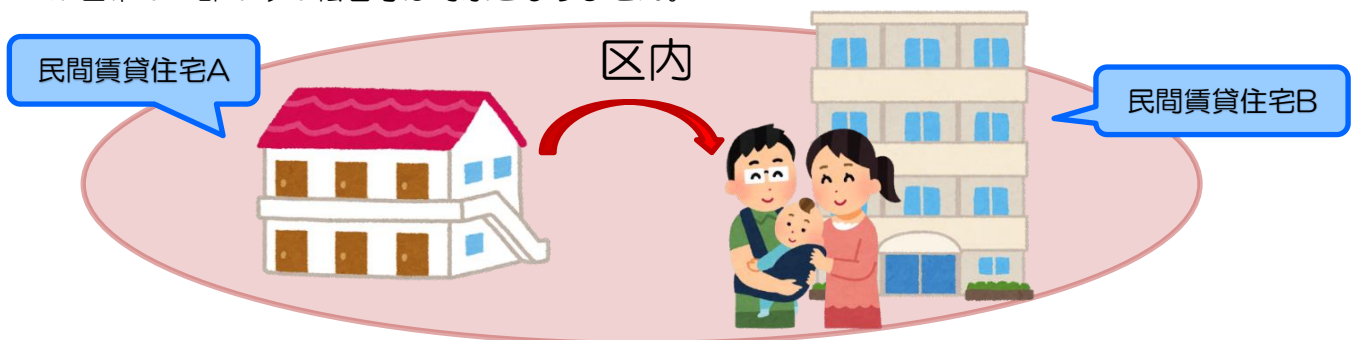
● 対象となる転居について

次の①または②のいずれかに該当する転居が対象です。

① 区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に転居する場合

区内に1年以上住む子育てファミリー世帯が、**区内で住み替えを行う場合**のみ対象です。

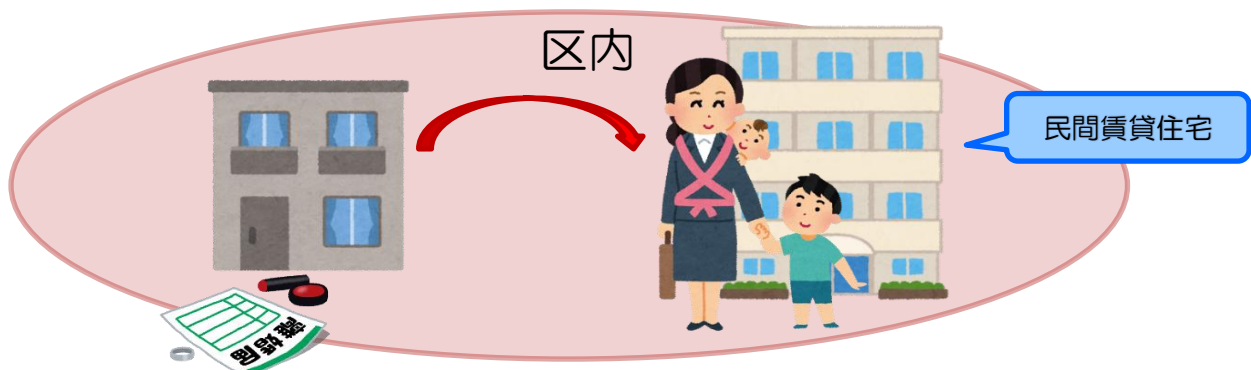
※世帯の一部のみの転居等は対象となりません。



② 新たにひとり親となる場合

区内に1年以上住む子育てファミリー世帯が、**離婚** 又は **配偶者の死別** により、新たにひとり親となる場合で、区内で住み替えを要する場合は、上記①の要件に関わらず助成の対象となる場合があります。

離婚届の受理証明書等によりその事実を確認できることが必要になります。



● 助成の対象となる住宅《現在お住まいの住宅》

現在お住まいの住宅が次の①～③の全てに該当し、その事実を書面で確認できること。

- ① 申請者及びその世帯員の**居住を目的**とした、区内に所在する住宅であること。
※ 事業目的等、住宅以外の用途に供する物件は原則対象外です。
- ② 申請者又はその世帯員（個人）が契約する、**民間賃貸住宅**であること。
※ 公的住宅（都営・区営・都民・特定住宅、公社住宅、UR賃貸住宅等）は対象外です。
※ 社宅・寮等の給与住宅や、法人名義で契約した住宅は対象外です。
※ **新たにひとり親となる場合**、現在お住まいの住宅の要件（住宅の契約者・住宅の種類等）は緩和される場合があります。詳細は、事前に住宅課窓口にてお問い合わせください。
- ③ 2親等以内の**親族が所有する物件でない**こと。

● 助成の対象となる住宅《転居しようとする住宅》

転居しようとする住宅が次の①～⑥の全てに該当し、その事実を書面で確認できること。

- ① 申請者及びその世帯員の**居住を目的**とした、区内に所在する住宅であること。
※ 事業目的等、住宅以外の用途に供する物件は原則対象外です。
- ② 申請者又はその世帯員（個人）が契約する、**民間賃貸住宅**であること。
※ 公的住宅（都営・区営・都民・特定住宅、公社住宅、UR賃貸住宅等）は対象外です。
※ 社宅・寮等の給与住宅や、法人名義で契約した住宅は対象外です。
- ③ 建築基準法に規定する**新耐震設計基準**（昭和56年6月1日施行の構造基準）に適合している住宅であること。
※ 新耐震設計基準による耐震補強が施された場合も可。
- ④ 住宅の用に供する部分の専有面積が、以下の算出式により算出される**最低居住面積**を満たしていること。

世帯人数	住宅の用に供する部分の専有面積 ※ 専有面積は壁芯の面積として計算します。
2人	30㎡
3人以上	最低居住面積 = 10㎡ × 世帯人数 + 10㎡ ※ お子さんが3歳未満の場合は0.25人、3歳以上6歳未満の場合は0.5人、6歳以上10歳未満の場合は0.75人として計算します。ただしこれらにより算出された世帯人数が2人に満たない場合は「2人」とします。その結果の世帯人数が4人を超える場合は、算出後の面積から5%を控除します。

- ⑤ 月額家賃（共益費等を除く）が、世帯人数別に規定する**上限以下**であること。

世帯人数	月額家賃上限
4人まで	180,000円
5人まで	215,000円
6人まで	250,000円

自営業の方で、確定申告において、住宅の一部を事務所等として経費計上される方は、事務所の部分を除いた住宅部分のみで、この算出式による面積要件を満たす必要があります。

以降、7人以上の場合は1人につき3万5千円を加算します。

- ※ 基準となる世帯人数は、本申請の際の世帯人数となります。
※ ④の最低居住面積算出時とは異なり、世帯人数は年齢により区別されません。

- ⑥ 2親等以内の**親族が所有する物件でない**こと。



● **申請方法** (郵送又は住宅課窓口にて申請してください。)

I. **予定登録申請**・・・ **新たな住宅の契約前 かつ 引越し前** に申請が必要です。
賃貸借契約後、転居後の申請はできません。

II. **本申請**・・・ **転居後 30日以内** に行なってください。

※助成を受けるには、I II の両方の申請が必要です。

I 予定登録申請から II 本申請までの期間は、予定登録申請が受理された日の翌日から起算し **3か月後の月末まで**と定められています。有効期間内に**新住居の契約、引越し、住民登録を終え本申請までを完了させてください**。有効期間内に本申請が完了していない場合は助成を受けられませんのでご注意ください。また、助成世帯数には限りがありますので、予定登録申請数が予定数に達した時点で終了とします。あらかじめご了承ください。

(現在の決定数については、電話、窓口にてお知らせしますのでお問い合わせください。)

● **主な申込資格**

	チェック欄
① 予定登録申請時および本申請時に、申請者が 義務教育修了前（中学生以下）の子を税法上扶養親族とし、現に同居していること ※予定登録申請時に胎児(出生予定)の場合は、 本申請までに出生の事実を確認できる予定であること	□
② 転居前後の世帯構成が同じであること (減員・増員が生じる転入は原則不可) ※新たにひとり親となる場合は、予定登録時の 助成対象の世帯構成から変更がないこと	□
③ 申請者に配偶者がいる場合、原則 申請前後で同居していること	□
④ 予定登録申請時に新宿区内の 民間賃貸住宅 に居住し、近日中に 区内の民間賃貸住宅に転居する世帯 であること ※転居の事実を「住民票の異動」及び「新旧の賃貸借契約書」で確認できることを要します	□
⑤ 区内に引き続き1年以上居住していること	□
⑥ 現在住んでいる住宅及び転居しようとする住宅のいずれも、契約者（借主）が申請者世帯の世帯員（個人名義）であること（3ページ②） ※法人名義は不可	□
⑦ 現在住んでいる住宅及び転居しようとする住宅のいずれも、2親等以内の親族が所有する住宅でないこと	□
⑧ 転居しようとする住宅が、 申請者世帯の居住を目的とした住宅 であること	□
⑨ 転居しようとする住宅が、建築基準法に規定する 新耐震基準（3ページ③） に適合していること	□
⑩ 転居しようとする住宅が、算出式（3ページ④）による 最低居住面積 を満たしていること	□
⑪ 転居しようとする住宅の 月額家賃 が、世帯人数別に規定する上限（3ページ⑤）以下であること	□
⑫ 申請者が、日本国籍を有しているか、外国籍の方は在留資格が「永住者」、「定住者」または「特別永住者」、「日本人の配偶者等」等であること	□
⑬ 申請者世帯が、住民税を滞納していないこと	□
⑭ 申請者世帯の令和3年中の世帯総所得(*1)が別表(*2)に定められた金額以下であること	□
⑮ 生活保護及び中国残留邦人等への支援給付を受けていないこと	□
⑯ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を受給していないこと	□
⑰ 申請者又はその配偶者が、現在及び過去に、新宿区の「多世代近居同居助成」、「次世代育成転居助成」及び旧制度の「子育てファミリー世帯転入転居助成」並びに「住み替え居住継続支援制度」のいずれも適用を受けていないこと	□
⑱ 申請者等が、申込年度に新宿区の民間賃貸住宅家賃助成を受けていないこと	□

*1 「世帯の総所得」とは、世帯員が得た税法上の所得を合計したものをいいます。ただし、令和3年中に同居世帯員の税法上の控除対象配偶者または扶養親族になっていた方の所得は除くことができます。

*2 世帯総所得金額（別表）

扶養親族の人数	総所得金額
1 人	5,400,000円以下
2 人	5,780,000円以下
3 人	6,160,000円以下
4 人	6,540,000円以下
5 人	6,920,000円以下

※ 6人以上の場合、1人増加するごとに38万円ずつ加算してください。

☞ **チェックポイント** ☞
給与所得の源泉徴収票では、支払金額欄の右隣の「給与所得控除後の金額」の金額になります。

● 注意事項

- 1 助成金は所得税法上の雑所得に該当し、確定申告が必要となる場合があります。（申告方法については税務署へお問い合わせください。）
- 2 虚偽の申請で資格要件を欠いていたことが助成決定後判明したときは、さかのぼって助成決定を取り消すとともに、支払った助成金の全額及び違約加算金を返納していただきます。
- 3 **民間賃貸住宅家賃助成制度は、申込年度に当該助成による「予定登録申請中」及び「助成若しくは予定登録決定（申込年度の10月1日以前に有効期間が満了しているものを除く）」の世帯については、応募することができません。**

● 予定登録申請時期と有効期間（本申請完了まで）の関係

		本申請受付可能期間												
		R4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5年 1月	2月	3月	4月
予定登録受付の月	第1期	募集の期間	第1期			第2期			第3期			令和5年度 第1期		
			先着 15件			先着 15件			先着 20件			先着 15名(予定)		
		R4年4月	←→			←→			←→			←→		
	第2期	5月	←→			←→			←→			←→		
		6月	←→			←→			←→			←→		
		7月	←→			←→			←→			←→		
	第3期	8月	←→			←→			←→			←→		
		9月	←→			←→			←→			←→		
		10月	←→			←→			←→			←→		
	R5年	11月	←→			←→			←→			←→		
		12月	←→			←→			←→			←→		
		1月	←→			←→			←→			←→		
	2月	←→			←→			←→			←→			
	3月	←→			←→			←→			←→			

10月に予定登録申請をした場合、予定登録決定を受けた後、賃貸借契約や引越し等を行い、1月末まで（且つ引越しから**30日以内まで**）に本申請の手続きを完了してください。

● おことわり

本制度は、子育てファミリー世帯の居住支援を目的で創設されたものですが、審査の結果、助成対象とならない場合もあり得ます。お引越しの検討は、くれぐれも慎重に行なってください。

また、予定登録申請及び本申請は、提出書類に不備がある場合は審査を進めることができません。申請の際は、時間に余裕をもってご申請ください。

● 助成決定後の手続きについて

- 助成決定後は、
- ①助成決定通知書
 - ②助成金支給請求書
 - ③支払金口座振替依頼書（助成金を口座に振り込むための書類）

を併せてお送りします。届きましたら、②助成金支給請求書 ③支払金口座振替依頼書を記入し、提出していただきます。振込み完了までの期間は、提出（家賃差額助成分は提出期限最終日）から約3～4週間程度です。

助成金の支給は金融機関（申請者名義の口座）への振込のみです。前払い、分割払い、現金による手渡し、決定直後の振込はできません。あらかじめご承知おき下さい。

● 申請に必要なもの

申請書の他に次の書類が必要になります。書類によっては交付を受けるまでに時間を必要とするものがあります。ここではそれぞれの書類について詳しくご説明します。内容をよくお読みになり、不備のないようお取り揃えください。また、**新たにひとり親となる場合等、以下の書類の他に別の書類が必要になる場合があります。**

1. 予定登録申請

必ず【引越し前かつ契約前】に申請してください！

提出書類	書類の内容									
1 予定登録申請書	住宅課ホームページからダウンロードするか窓口でご記入ください。									
2 現在地の住民票 ※発行後1か月以内のものが有効です。	<ul style="list-style-type: none"> ◎「世帯全員の」という表示があり、世帯主との「続柄」が記載されたもの。注意：「続柄」は交付申請時に指定しないと省略されてしまいます！ ◎個人番号(マイナンバー)の記載のないもの。 ◎外国籍の方は、国籍、特別永住者などの区分、在留資格、在留期間等の記載のあるもの。別途、外国人を含む世帯に対して、その他の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください。 <p>☞チェックポイント☞</p> <ul style="list-style-type: none"> I 義務教育修了前の子が同居していること。申請上の世帯構成と相違がないこと。 II 現住所(現在お住まいの住宅の所在地)と住民票上の住所に相違がないこと。 III 外国籍の方は、在留資格等が記載されていること。 									
3 現在お住まいの住宅の賃貸借契約書	原本と併せて、その全部のコピーをお持ちください。 ①物件の所在地 ②契約者名義 ③契約者の押印 ④契約年月日 ⑤家賃が確認できるものをご持参ください。									
4 現在お住まいの住宅に係る申出書	現在居住する住宅が2親等以内の親族が保有する物件でない旨の申出書です。住宅課ホームページからダウンロードするか窓口でご記入ください。									
5 《令和3年中の所得が確認できる書類》 令和4年度住民税課税証明書 または 令和4年度住民税非課税証明書等 ※発行後1か月以内のものが有効です。	<ul style="list-style-type: none"> ◎必ず「扶養の内訳」の記載を交付窓口で指定してください。指定がないと省略されます。 ◎子を除く、同居世帯員の全員分(ただし、控除対象配偶者及び扶養親族になっている方は除く)の証明書が必要です。 ◎自治体によって、証明書の名称や記載事項が異なる場合があります。必要な項目は、①収入金額 ②所得金額 ③所得の種類 ④扶養の内訳です。交付窓口で必ず上記内容の記載があるか確認してください。※ご不明な場合は事前に住宅課にお問い合わせください。 <p>I 6月中旬以降の申請 『令和4年度住民税課税(非課税)証明書』 令和4年1月1日現在の住民登録地でお取りください。</p> <p>II 4~6月上旬の申請 課税台帳作成期間中につき令和4年度の証明が発行できない期間です。この期間の申請の際は、次の①と②を併せてご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「令和3年度住民税課税(非課税)証明書」 令和3年1月1日現在の住民登録地でお取りください。 ②令和3年分の「源泉徴収票」または「確定申告書の控え」等 <p>★★所得の種類によって提出物が変わります。①と②の両方の書類をご用意ください。★★</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得金額の内訳に記載の所得の種類</th> <th>申込みが4~6月上旬</th> <th>申込みが6月中旬以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「給与所得」のみの方</td> <td>①「令和3年度住民税課税(非課税)証明書」 ②「令和3年分の源泉徴収票」または「令和3年分確定申告書の控え」</td> <td>①「令和4年度住民税課税(非課税)証明書」</td> </tr> <tr> <td>「営業等」または「その他の事業」がある方</td> <td>①「令和3年度住民税課税(非課税)証明書」 ②確定申告時に税務署へ提出した「令和3年分確定申告書の控え」と「令和3年分収支内訳書」等(地代家賃の内訳等を確認します)</td> <td>①「令和4年度住民税課税(非課税)証明書」 ②確定申告時に税務署へ提出した「令和3年分収支内訳書」または「令和3年分所得課税申告書決算書の控え」(地代家賃の内訳等を確認します)</td> </tr> </tbody> </table> <p>☞チェックポイント☞</p> <ul style="list-style-type: none"> I 義務教育修了前の子どもを税法上扶養していること。(16歳未満扶養の記載があること。) II 令和3年中の世帯全員の総所得金額。(上限を超えている場合は助成対象外) 	所得金額の内訳に記載の所得の種類	申込みが4~6月上旬	申込みが6月中旬以降	「給与所得」のみの方	①「令和3年度住民税課税(非課税)証明書」 ②「令和3年分の源泉徴収票」または「令和3年分確定申告書の控え」	①「令和4年度住民税課税(非課税)証明書」	「営業等」または「その他の事業」がある方	①「令和3年度住民税課税(非課税)証明書」 ②確定申告時に税務署へ提出した「令和3年分確定申告書の控え」と「令和3年分収支内訳書」等(地代家賃の内訳等を確認します)	①「令和4年度住民税課税(非課税)証明書」 ②確定申告時に税務署へ提出した「令和3年分収支内訳書」または「令和3年分所得課税申告書決算書の控え」(地代家賃の内訳等を確認します)
所得金額の内訳に記載の所得の種類	申込みが4~6月上旬	申込みが6月中旬以降								
「給与所得」のみの方	①「令和3年度住民税課税(非課税)証明書」 ②「令和3年分の源泉徴収票」または「令和3年分確定申告書の控え」	①「令和4年度住民税課税(非課税)証明書」								
「営業等」または「その他の事業」がある方	①「令和3年度住民税課税(非課税)証明書」 ②確定申告時に税務署へ提出した「令和3年分確定申告書の控え」と「令和3年分収支内訳書」等(地代家賃の内訳等を確認します)	①「令和4年度住民税課税(非課税)証明書」 ②確定申告時に税務署へ提出した「令和3年分収支内訳書」または「令和3年分所得課税申告書決算書の控え」(地代家賃の内訳等を確認します)								
6 お子さんの保険証のコピー	令和4年1月1日から現在までにお子さんが生まれた世帯の方のみ(税証明で扶養の有無を確認できないため)									
7 令和3年度住民税納税証明書 または 令和3年度住民税非課税証明書 ※発行後1か月以内のものが有効です。	<ul style="list-style-type: none"> ◎令和3年1月1日現在の住民登録地でお取りください。 ◎必ず「扶養の内訳」の記載を交付窓口で指定してください。指定がないと省略されます。 ◎子を除く、同居世帯員の全員分(ただし、控除対象配偶者及び扶養親族になっている方は除く)の証明書が必要です。 ◎自治体によって、証明書の名称や形式が違う場合があります。交付する自治体によって扶養控除の内訳の記載が無い場合がありますので、取得の際にご確認ください。※記載が無い場合は、別の書類を提出いただくことがありますので住宅課までお問い合わせください。 <p>☞チェックポイント☞</p> <ul style="list-style-type: none"> I 世帯中の納税対象者。 II 令和3年度中の税金を滞納していないこと。 									
8 《●新たにひとり親となる場合のみ》 その事実がわかる書類	離婚届の受理証明書 または 戸籍(全部事項証明)等、新たにひとり親となることわかる書類。※詳細は事前に住宅課窓口でご相談ください。									

II. 本申請

必ず転居後30日以内に行なってください。
30日を過ぎると助成を受けられなくなります。

提出書類	書類の内容
1 助成申請書	住宅課ホームページからダウンロードするか、窓口でご記入ください。
2 転居後の住民票 ※発行後1か月以内のものが有効です。	<p>◎「世帯全員の」という表示があり、世帯主との「続柄」が記載されたもの。 注意：「続柄」は交付申請時に指定しないと省略されてしまいます！</p> <p>◎個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。</p> <p>☞チェックポイント☞</p> <p>I 義務教育修了前の子が同居していること。申請上の世帯構成と相違がないこと。 II 現住所（転居後の住宅の所在地）と住民票上の住所に相違がないこと。 III 外国籍の方は、在留資格等が記載されていること。</p>
3 対象となる住宅の賃貸借契約書	<p>原本と併せて、その全部のコピーをお持ちください。</p> <p>①物件の所在地 ②契約者名義 ③契約者の押印 ④契約年月日 ⑤家賃が確認できるものをご持参ください。</p>
4 《新耐震設計基準に適合しているかの判断の基となる根拠資料》 ☞チェックポイント☞ I 建築確認の交付年月日(竣工日ではありません)が昭和56年6月1日以降の物件ですか？ II 建築確認が昭和56年6月1日以前の場合は新耐震設計基準に適合した物件ですか？ III その事実を証明する書類を契約前にご自身で確認していますか？	<p>原則、下記ア～カのうちのいずれかの書類をご持参ください。</p> <p>ア 建築確認検査済証（検査済証がない場合は台帳記載事項証明書） イ 耐震基準適合証明書 ウ 住宅性能評価書（ただし耐震等級1級以上であること） エ 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証書 オ 賃貸借契約時の重要事項説明書（「建物の耐震診断の結果」の項目の耐震診断の有無の記載があり、新耐震基準に適合していることがわかること） カ その他、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物又は新耐震設計基準による耐震補強が施された建物であることが客観的に判断できる書類</p>
5 《規定以上の専有面積が確保されているかを確認するための根拠資料》	<p>・転居後の住宅の面積を証明する書類又は申告書、設計図書等（契約書等で面積を確認できる場合は併用可）</p>
6 転居後の住宅に関する申出書	<p>転居後の住宅が2親等以内の親族が保有する物件でない旨の申出書です。 住宅課ホームページからダウンロードするか窓口でご記入ください。</p>
7 《業者を使用して引越した場合》引越し費用の領収書及び内訳書	<p>★当該費用を申請される場合のみ</p> <p>◎金額、依頼人氏名、業者の名称及び社判、住宅の所在地の記載があるもの ◎細目別に金額の内訳を確認できる内訳書（見積書でも可）が必ず必要です。 見積書の場合は領収書と金額が一致していることが前提です。 必ず引越し業者に領収書と内訳書を依頼しお受け取りください。</p>

△ご注意△

- ①引越し費用等にクレジットカードを利用する場合、実際に振り込まれたかを確認するため、お支払いの時期が遅れたり、助成を受けられなくなる可能性もあるので、現金でのお支払いを推奨します。
- ②助成金は申請者名義の指定口座への振込みとなります。（現金払いではありません。）
- ③申請者世帯が支払ったもののみが助成対象です。助成金に百円未満の端数があるときは切捨てします。
- ④本申請時に必要書類が揃っているもののみが助成金の対象となります。一括してのお支払いとなりますので、一部だけを先に支払うことはできません。
- ⑤必要事項が記載されていない領収書等は、助成の対象外となる場合があります。様式の例が下記に記載されていますので、必ず事前にご確認のうえ、不足事項があれば業者に補記を求めてください。

● 引越し費用及び領収書について

引越し業として国土交通省の許可を受けていない違法業者等の事業者は使用できません。契約時には、登録番号（例：関自〇第〇〇号等）及び引越運送約款の提示を求め確認してください。

例 A

申請者又は世帯員の個人名義フルネームの記載があること

領収書

新宿 太郎 様

収入印紙

¥98,000-

(ただし、引越し費用として)

上記金額正に領収いたしました。

令和〇年〇月〇日

※区※町1-2-3
〇〇〇引越センター

B 見積書（または内訳書）兼契約書

新宿 太郎 様	内訳	金額
現住所 新宿区〇〇町〇-〇〇-〇 〇〇アパート ××号室	車輦・運賃	25,000
↓	人件費	40,000
転居先 新宿区××町〇-〇〇-〇 ××マンション 〇号室	梱包・開梱	15,000
	TV・洗濯機設置料	13,000
	家具・家電処分費	5,000
	合計	98,000

引越し業者の名前と社印があるもの

この分が助成される金額です。

家電製品の設置料（取り付け・取り外し等）、粗大ゴミ等の処分費は助成対象外です。

住所は部屋番号まで記入してもらってください。
現住所から転居先以外の経由地がある場合は助成対象外です。

※区※町1-2-3
〇〇〇引越センター 東京営業所
事業認可番号 関自〇第〇〇〇号

※必ず、領収書と金額が一致する内訳書（見積書や契約書）を提出してください。

● よくあるご質問

Q1 世帯員が自営業・個人事業主の場合の注意点はどのようなことがありますか？
また、対象外の部分についての考え方はどのようになりますか？

A1 事業目的等、住宅以外の用途で契約した物件は、転居前・転居後に係わらずいずれも対象外です。
また、用途が住宅であっても、法人名義で契約している場合は対象外になります。
住宅の一部を事務所等として地代家賃で経費計上している場合、その部分は助成の対象外とします。
具体的には、家賃額・面積・引越代について、原則、確定申告の按分比率と同じ比率を除外します。

(例) 転居前・転居後共に30%を地代家賃で経費計上する場合

住宅の面積50㎡、転居前家賃12万円、転居後家賃15万円、引越代10万円

→住居部分面積35㎡、転居前家賃8万4千円、転居後家賃10万5千円、引越代7万円

が助成対象となり、住居部分のみで各々の要件を満たす必要があります。

本申請の際には、転居後の住宅の経費計上の按分比率を事前に申告していただきます。

毎年6月に前年分の確定申告書類の写しを住宅課にご提出いただきますので、経費等は正しく申告をしてください。住宅課の事前申告と確定申告の内容が異なる場合や、過去の申告分に修正が生じた場合、遡って助成金を返還していただく場合があります。

Q2 世帯の一部のみが転居する場合や、転居先で新たに合流する場合は申請できますか？

A2 原則、夫婦や世帯を分離してのご申請はできません。※新たにひとり親となる場合を除く
単身赴任等で別の住所に夫婦の一方がいる場合は、その世帯員も含めて所得等の認定を行うことを条件に申請することは可能です。

助成決定後の婚姻等においては、再度審査を行い、世帯合併後の世帯状況で要件を満たしている場合は助成を継続して受けることができます。

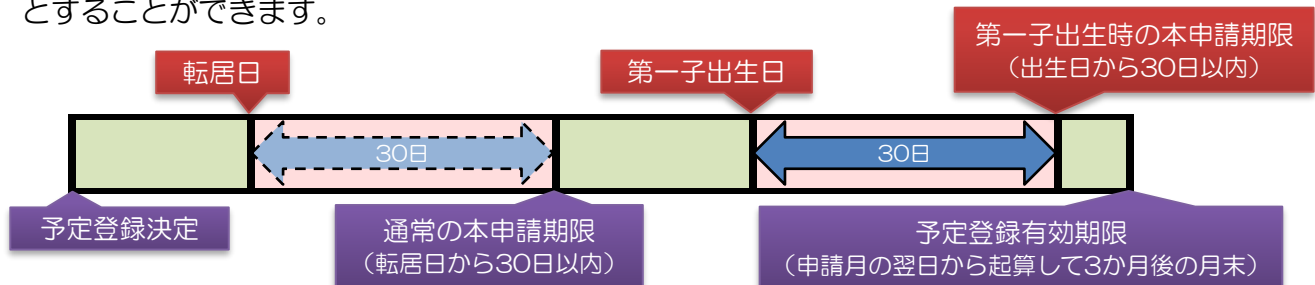
Q3 「区内に引き続き1年以上居住していなければならない」という要件は、世帯員全員が満たしている必要がありますか？

A3 世帯のうち、税法上扶養している子と現に同居している親（1年以内に世帯の一部に異動があった場合はいずれか一方）及び要件を満たす児童が区内在住要件を満たしている必要があります。
ただし、第一子等が胎児の状態で予定登録をする場合は、母親が要件を満たしている必要があります。
※誕生日から継続して区内に居住する1歳未満の児童は、1年以上居住しているものとみなします。
里帰り出産等で住民票を異動されている方はご注意ください。

Q4 当該児童の出生によって助成要件を満たすことになる子（第一子等）の出生前に予定登録を行う場合の注意事項はありますか？

A4 本申請の際には、転居後の住民票において、子の出生の事実を確認できることが要件となります。
このため、出産予定日から遡って3か月以内を予定登録可能な期間としています。予定登録の際に
出産予定日を確認するため、母子手帳又は産科医療補償制度登録証等、予定日を確認できる書類をご持参ください。

なお、本申請の期限については、「予定登録有効期間内かつ転居日から30日以内」が原則ですが、
第1子等出生前のケースに限っては「予定登録有効期間内かつ児童の誕生日から起算して30日以内」と
とすることができます。



Q5 新たにひとり親となる場合の申請時の注意点や、緩和される要件とは何ですか？

A5 「新たにひとり親となる事実」を公的文書等で確認できることが要件となります。
具体的には、離婚調停・裁判中でも予定登録は可能ですが、本申請の際には離婚が成立していなければいけません。調停不成立等により予定登録有効期間の延長が認められる場合もありますが、必ず有効期間の終了前に住宅課にご相談ください。

また、転居前の住宅の要件については一部緩和されます。具体的には、転居前の住宅が民間賃貸住宅でない場合（離婚予定の相手方が所有する分譲住宅や、相手方の勤務する会社の社宅等）でも申請することができます。この場合、予定登録申請時にご持参いただく書類が異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

新たにひとり親となる場合の転居前の住宅の家賃は「基準家賃」という特別な算出式により求めた想定額で認定し、その認定額と転居後の家賃差額を算出し、助成額を決定します。

《メモ》



1 《予定登録申請》 をする

1



郵送又は住宅課窓口にご来庁ください。

6ページ目の必要書類をすべてご用意いただき、郵送又は住宅課窓口にて申請してください。申請内容について審査をいたします。

△注意△

【重要】住宅契約後・転居後の予定登録はできません！

およそ1週間かかります。
即日の決定はできませんので、余裕をもって申請してください。

2 予定登録決定

審査を行い、申込資格要件を満たしていることを確認したのち、予定登録決定となります。決定後に「助成予定登録決定通知書」をお送りします。

3 『賃貸借契約』『引越し』 をする

要件を満たす新宿区内の民間賃貸住宅を決め、契約をします。（住宅の要件は3ページ目参照。）契約を終えたら引越しをします。



4 『転居の手続き (住民異動届)』 をする

新宿区役所（本庁舎1階）または各特別出張所にて転居の届出をします。（引越し後に手続きしてください。）
下記【5 本申請をする】のために、住民票（世帯全員が載っている続柄記載のもの、**個人番号「なし」**）を1通お取りください。

5 《本申請》 をする

予定登録申請から3か月以内、かつ、引越し日から30日以内に7ページに記載の必要書類をご用意いただき、郵送又は住宅課窓口にて申請してください。申請内容について審査をいたします。

およそ1週間かかります。

6 助成決定

審査を行い、申込資格要件を満たしていることを確認したのち、決定となります。決定後に「助成決定通知書」等をお送りします。

7 『助成金の請求』 をする

7



引越し費用については「助成金支給請求書」（指定の用紙）と「口座振替依頼書」を提出していただきます。

毎月の家賃差額の助成は3か月ごとの後払いです。毎月分の「家賃支払いの領収書」をご用意いただき、「助成金支給請求書」（指定の用紙）と一緒に提出期限までに提出していただきます。それぞれ、提出（又は提出期限）から3～4週間程度で指定口座への入金が完了します。

予定登録申請から3か月以内

転居日から30日以内